

常陸大宮さん(産)認証特産品を募集します

市では、市内で生産される優れた農林水産物や加工品等の生産拡大・販売促進の取り組みを支援していくため、一定の基準を満たすものを市特産品『常陸大宮さん(産)』として認証する制度を実施しています。今回の認証特産品(候補商品)募集は第4回目となります。応募にあたっては、募集内容を確認のうえ申請書をご提出ください。

応募資格

- 市内に商品を生産・製造する事業所を有する法人その他の団体
- 市内に住所を有する個人事業者
- ※市税等の滞納がない方に限ります。

対象となる商品

- 次のいずれかに該当するもの。
 - ・市内で生産され、または製造されるもの
 - ・市内で生産された農林水産物等を原材料に含むもの
- ※1事業者につき最大3点まで認証可能(1点につき申請書1枚)



募集期間

令和元年8月26日(月)～10月11日(金) ※郵送の場合、当日消印有効

応募方法

申請書に必要事項を記入し、商品の見本等のほか必要な資料を添付のうえ、郵送または農林振興課窓口に持参してください。※申請書類は、市ホームページよりダウンロードまたは農林振興課窓口に配布

～郵送先～

〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市 産業観光部 農林振興課 生産流通G

【提出書類】

- ①特産品認証申請書
- ②特産品認証申請調書(農林水産物用・加工品用のいずれか)
- ③商品の見本(商品の見本が添付できないときは、商品の仕様書、写真等を提出)
 - ※食品の場合には、審査の際に必要な量を無償で提供していただきます。(原則として返却不可)
 - ※認証された場合、パンフレット等に使用可能な画像データを事前に提出していただきます。
- ④各種許可書等の写し(商品の製造、加工、販売等について、該当する法令の規定がある場合)
- ⑤誓約書(関係法令遵守に関する書類)
- ⑥各種証明書等の写し(第三者機関からの認証・受賞歴等がある場合)

認証期間

3年間 ※更新可(期間満了時に再認証を希望する場合は、更新手続きが必要です)

認証審査

常陸大宮市農産物等地域ブランド認定制度・6次産業化推進協議会(有識者等で構成)において審査を行ったうえで認証品を決定します。

※審査基準の例は次のとおりですが、認証の適否は商品の特性等を勘案して総合的に判断します。

審査項目	審査基準の一例
(1)常陸大宮市らしさに関する基準	地域の風土や歴史的背景等を有し、市のイメージアップに繋がる個性や特長があるか 地域資源として、周辺住民のみならず市外に魅力を発信できる要素があるか など
(2)品質・価格に関する基準	品質・商品性が優れており、独自性があるか・品質に見合った価格が設定されているか など (例)農林水産物の場合：出荷規格等により厳選されたものであるか 食品の場合：味に優れているか 工芸品の場合：伝統的な技術・技法を継承したもので、製造工程の主要部分が手工的であり、伝統的に使用されてきた原材料を用いているか(民芸品は対象となりません)
(3)信頼性・安全性に関する基準	生産、製造、販売、加工等に関して、法令等が遵守されているか 生産・製造過程等の情報を公開することが可能か 商品に関する責任の所在が明確であり、品質に関する事故や第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確保できるか 製造物責任に関するリスク対応保険(生産物賠償保険等)に加入しているか など
(4)市場性・将来性に関する基準	一定の販売実績を有し、品質を保持し将来にわたって持続的、定期的に消費者に供給できるか 事業者等に生産拡大や販売促進の意欲があるか など

認証決定までのスケジュール

認証審査は11月、決定・発表は12月以降を予定しています。

審査(協議会)	11月予定
認証決定	12月以降
発表・認証書交付	12月以降

主な認証特典

- (1)特産品認証書の交付
- (2)認証品や啓発用品等への認証マーク表示が可能
 - ※初回認証時に認証シールを1,000枚無償配付(30mm×30mm)
 - ※追加分は1,000枚につき500円での有償交付となります
- (3)認証品の紹介パンフレットを作成
- (4)市ホームページや広報紙等での情報発信

その他

- (1)申請手続きにかかる費用については、全て申請者の負担となります。
- (2)申請手続き・審査基準等の詳細については、市ホームページに掲載の「特産品認証要綱」、「特産品認証審査基準」をご確認ください。



問 産業観光部 農林振興課 生産流通G ☎55-8072(直通)